

政令指定都市における常任委員会の開催方法について

1 同時開催（12市）

開催期間	市 名	委員会数	
1 日	札幌市 熊本市	6 委員会 6 委員会	※ 予算決算委員会除く
2 日	千葉市 仙台市 さいたま市 川崎市 浜松市 北九州市 福岡市	5 委員会 5 委員会 5 委員会 5 委員会 5 委員会 6 委員会 5 委員会	※ 実質の開催日数 1 日 ※ 予算委員会除く
3 日	岡山市	6 委員会	※ 実質の開催日数 2 日
4 日	新潟市	4 委員会	
5 日	名古屋市	6 委員会	

※ さいたま市・浜松市・新潟市・名古屋市の 4 市は、前半に議案等に関する勉強会、質疑等を行い、後半に採決を実施

2 分散開催（8市）

静岡市	1 日目	2 日目
神戸市 6 委員会	3 委員会	3 委員会
広島市		

大阪市 6 委員会	1 日目	2 日目	3 日目
堺 市	2 委員会	2 委員会	2 委員会

横浜市 ※	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目
8 委員会	2～4 委員会	2～4 委員会	2～4 委員会	2～4 委員会

※ 委員会ごとの審査日数は、当該委員会への付託案件数により変動する。

また、1 日の委員会開催数は、中継施設数の関係で最大 4 委員会までとなっている。

相模原市	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目
5 委員会	1 委員会	1 委員会	1 委員会	1 委員会	1 委員会

京都市	1 日目	2 日目	3 日目
5 委員会	審査 3 委員会	審査 2 委員会	討論・採決 同時開催